

給与支払報告書(個人別明細書)の記入について

普通徴収

特別徴収

普通徴収申請書

指定番号 11111111

令和6年度 給与支払報告書(総括表)

山鹿市長宛

無 月 日 提出

報告人員数
提出前に再度
ご確認ください!

提出時の注意点

- 用紙: 最寄りの税務署窓口で交付を受けてください。
- 訂正時: 提出後に誤りなどが判明し、再度提出される場合は、個人別明細書の空いたスペースに「訂正分」と朱書きしてください。
- 給与支払報告書: ホチキスで留めないようにお願いします。

① (受給者番号) 123-456
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

住所 熊本県山鹿市山鹿〇〇〇番地

氏名 (フリガナ) ヤマガ タロウ
山鹿 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	6,000,000	4,360,000	3,590,000	0

② 16歳未満扶養親族の人数 1

種別	金額	種別	金額
社会保険料等の金額	800,000	生命保険料の控除額	120,000
		地震保険料の控除額	50,000
		住宅借入金等特別控除の額	38,500

前職 山鹿市山鹿開発 熊本県山鹿市山鹿▲▲▲番地 令和5年5月30日退職 支払額: 2,500,000円 社保: 400,000円 源泉: 40,300円

普通徴収希望 A (令和6年3月末 退職予定)

③ 新生命保険料	56,700	旧生命保険料	100,100	介護医療保険料	80,800	新個人年金	121,200	旧個人年金	
④ 住宅借入金等特別控除	100,000	住宅借入金等特別控除	30,000	住宅借入金等特別控除		住宅借入金等特別控除		住宅借入金等特別控除	10,000,000
控除対象扶養親族		控除対象扶養親族		控除対象扶養親族		控除対象扶養親族		控除対象扶養親族	30,000

⑤ 旧長期損害保険料

⑥ 扶養親族

⑦ 寡婦・ひとり親

⑧ 個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8

住所(居所)又は所在地 熊本県山鹿市山鹿〇〇〇番地

氏名又は名称 熊本 太郎 (熊本太郎商店)

(電話) 0988-43-1120

- ①個人番号
給与所得者(従業員)の個人番号(12桁)を必ず記入してください。
- ②16歳未満扶養親族
住民税では、非課税限度額の算定に使用するため、必ず記入してください。(下記⑥と併せて確認してください。)
- ③生命保険料支払額
新契約か旧契約かを確認し、支払金額を記入してください。
- ④住宅借入金等特別控除額などについて
適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除区分」欄について下記のとおり記入してください。
住...一般の住宅借入金等特別控除(増改築を含む)
認...認定住宅(等)の新築(取得)等に係る住宅借入金等特別控除
増...特定増改築等住宅借入金等特別控除
(特)...住宅の新築、取得または増改築等が「特定取得」(特別特定取得以外)に該当 記入例:住(特)
(特特)...住宅の新築、取得または増改築等が「特別特定取得」(「特別取得」及び「特別特例取得」を含む)に該当 記入例:住(特特)
(特特特)...住宅の新築、取得または増改築等が「特例特別特例取得」に該当 記入例:住(特特特)
- ⑤旧長期損害保険料
支払額がある場合、ここに記入してください。
- ⑥扶養親族
扶養親族についても、個人番号を記入してください。16歳未満の扶養親族も必ず記入してください。
- ⑦寡婦・ひとり親
【要件】※共通要件+各要件に該当する場合に適用
共通要件:「合計所得500万円以下」かつ「事実婚なし」
ひとり親 :同一生計の子の扶養あり
寡婦 :ひとり親に該当せず、「死別」または「離別かつ子以外の扶養あり」
- ⑧支払者
個人事業主の場合は個人番号を、法人の場合は法人番号を記入してください。

★摘要欄について

- 普通徴収を希望される場合
普通徴収申請書に記載するAからEの略号のうち、該当するものを記載してください。
 - 扶養親族が5名以上いる場合
5人目からは、摘要欄へ名前を記載してください。非居住者の場合はそれも併せて記載してください。なお、個人番号は摘要欄に記載せず、所定の欄に記載してください。
- 前職分がある場合
年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与を通算して年末調整を行った場合には、以下の5つを必ず記載してください。
- (1)前職の支払者氏名(もしくは会社名称など)及び住所(所在地)
 - (2)前職の退職年月日
 - (3)前職の給与支払額
 - (4)前職の社会保険料の金額
 - (5)前職の源泉徴収税額

※給与支払報告書総括表にはマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載が必要です。
個人事業主の方は、給与支払報告書を提出される際、事業主ご自身の個人番号と本人確認ができるマイナンバーカード等の提示が必要となります。
詳しくは山鹿市HP>くらし・手続き>個人市民税・県民税(住民税)>令和6年度給与支払報告書の提出について(事業者の皆様へ)をご覧ください。